(証券コード　2814)
平成29年６月８日

株　主　各　位

愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
佐藤食品工業株式会社
代表取締役会長兼社長 佐藤　仁一

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月26日（月曜日）午後５時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年６月27日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
   当社本社３階会議室（末尾の会場案内図をご参照ください）
3. **目的事項**
   報告事項　第63期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
   事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
   決議事項
   第１号議案　剰余金の処分の件
   第２号議案　取締役７名選任の件
   第３号議案　監査役１名選任の件
4. **招集にあたっての決定事項**
   (1)代理人によるご出席の場合は、議決権を行使できる当社の他の株主１名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を当社にご提出ください。
   (2)各議案について、議決権行使書用紙に賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以　上

１．株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sato-foods.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
２．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、企業業績の改善を背景に緩やかな回復基調が続いたものの、個人消費の低迷や急激な為替変動等の影響により国内景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当食品業界につきましては、製品の高付加価値化が進む一方で消費者の節約志向が継続しており、業界を取り巻く経営環境は厳しい状況となっております。

このような状況のもと、当社は「茶エキス」、「天然調味料」、「植物エキス」の製品開発に注力してまいりました。

当事業年度における売上高は、茶エキスにつきましては、玄米茶エキス等が減少したものの、緑茶エキス・ほうじ茶エキス・紅茶エキス等が増加したため、売上高は 3,081百万円（対前年同期比 4.7%増）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末椎茸等が減少したものの、粉末魚介・粉末昆布等が増加したため、売上高は 1,657百万円（同 1.0%増）となりました。

液体天然調味料につきましては、鰹節エキス等が減少したものの、昆布エキス・椎茸エキス等が増加したため、売上高は 736百万円（同 0.5%増）となりました。

植物エキスにつきましては、機能性植物エキス等が減少したものの、果実エキスが増加したため、売上高は 525百万円（同 10.5%増）となりました。

粉末酒につきましては、清酒タイプ・ブランデータイプ・ラムタイプ等が増加したため、売上高は 143百万円（同 67.4%増）となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は 6,152百万円（同 4.5%増）となりました。

損益面につきましては、売上高の増加により営業利益は 1,080百万円（同 41.2%増）、受取配当金 56百万円（同 24.0%増）を計上したため、経常利益は 1,151百万円（同 38.2%増）となりました。また、固定資産除却損 4百万円（同 5.6%増）を計上し、当期純利益は 810百万円（同 348.9%増）となりました。

品目別売上高、構成比などにつきましては、次のとおりとなっております。

品 目 別 売 上 高

（単位：百万円）

品目	主要製品	第62期（平成27.4.1～平成28.3.31）		第63期（平成28.4.1～平成29.3.31）		対前期増減率
		金額	構成比	金額	構成比	
茶エキス	緑茶、ウーロン茶、紅茶、ほうじ茶、麦茶等	2,944	50.0%	3,081	50.1%	4.7%
粉末天然調味料	昆布、鰹節、椎茸、ソース、酢等	1,640	27.9%	1,657	27.0%	1.0%
液体天然調味料	鰹節、昆布、椎茸等	733	12.4%	736	12.0%	0.5%
植物エキス	野菜エキス、果実エキス等	475	8.1%	525	8.5%	10.5%
粉末酒	ワイン、みりん、清酒、ブランデー、ウォッカ等	85	1.5%	143	2.3%	67.4%
その他	試作品等	6	0.1%	7	0.1%	10.6%
合計		5,885	100.0%	6,152	100.0%	4.5%

（注） 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 対処すべき課題

当社といたしましては、特に下記の３点を重要課題として取り組んでおります。これらの課題を継続して確実にクリアすることにより、経営基盤の強化・安定を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

①安全・安心な製品の提供

食に携わる企業として、より高いレベルで顧客・消費者の皆様に安全・安心な製品を提供するため、品質保証体制のさらなる強化に努め、品質保証プロセスにおいて、統合的なＩＴシステムを用いた業務改善に取り組んでまいります。

また、当社が長年取り組んでまいりました食の安全性追求に関するノウハウを活用し、最新鋭の生産設備と管理システムの構築に取り組んでまいります。

②生産性の向上及び合理化

原材料コストの変動・高騰による収益性への影響に対応すべく、より利益を生み出しやすい体質作りに取り組んでまいります。事業活動における各種数値及び情報を有効活用し、収益管理機能の強化を図るため、基幹システム等のＩＴ基盤の整備に取り組んでまいります。

③高付加価値製品の開発

開発技術、製造技術及び装置技術を融合することで、事業活動全体で高い付加価値を生み出し続けることができる体制を構築してまいります。さらに、顧客ニーズを的確に把握し、そのニーズを製品として結実させていく、組織的かつ提案型の営業活動を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、144百万円であります。その主な内容は、乾燥設備等の取得・更新工事です。

(4) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	第　60　期 (平成26年３月期)	第　61　期 (平成27年３月期)	第　62　期 (平成28年３月期)	第　63　期 (平成29年３月期)
売　上　高	5,900	5,740	5,885	6,152
経　常　利　益	948	884	833	1,151
当　期　純　利　益	147	190	180	810
１株当たり 当期純利益	23.61円	30.46円	28.91円	129.79円
総　資　産	15,907	16,023	16,033	16,486
純　資　産	13,933	14,117	14,079	14,822

（注）1. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第60期（平成26年３月期）
茶エキスや粉末天然調味料が減少したものの、液体天然調味料、植物エキス及び粉末酒が増加したため、売上高は微増となりました。損益面では、売上原価の増加及び貸倒引当金戻入額の減少により、営業利益・経常利益とも減益となりました。また、法人税法の改正に伴う貸倒引当金戻入限度額の減少により法人税等が増加し、147百万円の当期純利益となりました。

3. 第61期（平成27年３月期）
植物エキスや粉末酒が増加したものの、茶エキスや天然調味料が減少したため売上高は減収となりました。損益面では、労務費等の減少及び貸倒引当金戻入額の減少により、営業利益・経常利益とも減益となりました。また、法人税等の減少により、190百万円の当期純利益となりました。

4. 第62期（平成28年３月期）
液体天然調味料、粉末酒及び植物エキスの増加や、茶エキスや粉末天然調味料の微増により、売上高は増収となりました。損益面では、受取配当金の減少により、経常利益は減益となりました。また、法人税等の減少により、180百万円の当期純利益となりました。

5. 第63期（平成29年３月期）
当事業年度の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年３月31日現在）

１．親会社の状況

該当する事項はありません。

２．子会社の状況

該当する事項はありません。

３．事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社の主な事業内容は、茶エキス、天然調味料、植物エキス及び粉末酒の製造販売であります。主要製品につきましては、前記品目別売上高に記載のとおりであります。

(12) 主要な事業所（平成29年３月31日現在）

本社及び本社工場　　(愛知県小牧市)
第二工場　　(愛知県小牧市)
第三工場　　(愛知県春日井市)

(13) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
169名	6名増	36.1歳	13.9年

（注）　上記従業員数には嘱託社員・パートタイム社員（33名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社名古屋銀行	500,000千円
株式会社愛知銀行	100,000千円
株式会社十六銀行	90,000千円

２．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　27,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　6,246,605株（自己株式 3,079,855株を除く）

(3) 株主数　　1,386名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
佐藤　仁一	2,038 千株	32.63 %
横浜冷凍株式会社	579	9.27
新興プランテック株式会社	295	4.73
ブルドックソース株式会社	285	4.56
株式会社名古屋銀行	271	4.34
株式会社愛知銀行	267	4.28
湯原　善衛	252	4.03
佐藤　京子	203	3.26
株式会社十六銀行	200	3.20
コクサイエアロマリン株式会社	170	2.72

（注）　当社は、自己株式 3,079千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 当事業年度末日における当社取締役（社外取締役を除く）が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称 （発行決議日）	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の割当時の払込金額（1株当たり）	新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり）	新株予約権の行使期間	新株予約権の個数及び保有者数
第1回新株予約権 （平成26年7月18日）	普通株式 7,970株	626円	1円	平成26年8月5日から 平成56年8月4日まで	797個 4名
第2回新株予約権 （平成27年7月17日）	普通株式 8,190株	674円	1円	平成27年8月4日から 平成57年8月3日まで	819個 5名
第3回新株予約権 （平成28年7月22日）	普通株式 10,170株	638円	1円	平成28年8月9日から 平成58年8月8日まで	1,017個 5名

新株予約権の行使の条件

新株予約権を保有する者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、割当てを受けた新株予約権を行使することができます。

(2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当する事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	佐藤仁一	技術部、開発企画室担当
代表取締役専務	長谷川憲治	業務部、本社工場、第二工場、第三工場、内部監査室担当 税理士　北斗中央税理士法人相談役
取締役	鈴木宗行	営業部、生産部担当
取締役	川出明史	品質保証部、ISO推進室担当　品質保証部長
取締役	上田正博	管理部、工務部担当　管理部長
取締役	清水邦雄	
常勤監査役	垣見泰年	
監査役	串田正克	弁護士　串田法律事務所代表 セブン工業株式会社社外監査役
監査役	秦博文	公認会計士　公認会計士秦博文事務所所長 株式会社バローホールディングス社外取締役

（注）1. 取締役清水邦雄氏は、社外取締役です。
2. 監査役串田正克氏及び秦博文氏は、社外監査役です。なお、監査役秦博文氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。
3. 当社は、取締役清水邦雄氏、監査役串田正克氏及び秦博文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. (1)監査役垣見泰年氏は、当社の経理部門において経理経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
(2)監査役串田正克氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務や財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
(3)監査役秦博文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき社外取締役及び社外監査役と、会社法第423条第１項に関する責任について、法令の定める限度額の範囲内でその責任を負担する責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役（6名）	71,876千円	（うち社外取締役 1名　7,380千円）
監査役（3名）	13,104千円	（うち社外監査役 2名　5,016千円）

（注） 上記取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役 6,488千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

1．取締役　清水　邦雄

ア　重要な兼職先である法人等と当社の関係

平成28年６月24日をもって新興プランテック株式会社の相談役を退任しております。兼務期間中およびその後において兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ　特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ　当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に12回中12回出席し、経営全般にわたる意思決定の妥当性や適正性確保のための発言を行っております。

2．監査役　串田　正克

ア　重要な兼職先である法人等と当社の関係

串田法律事務所の代表及びセブン工業株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ　特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ　当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に12回中11回出席し、監査役会には11回中11回出席しております。弁護士としての専門的知見から適宜発言を行っております。

３．監査役　秦　博文

ア　重要な兼職先である法人等と当社の関係

公認会計士秦博文事務所の所長及び株式会社バローホールディングスの社外取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ　特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ　当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に12回中12回出席し、監査役会には11回中11回出席しております。公認会計士としての専門的知見から適宜発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	20,800千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	―
合　　計	20,800千円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(6) 会計監査人が過去２年間に業務停止の処分を受けたものである場合における当該処分に係る事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと、及び、運営が著しく不当と認められたことを理由に、平成27年12月22日付で金融庁より平成28年１月１日から３か月間の新規の契約の締結に関する業務の停止処分を受けました。

監査役会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みについて同監査法人から報告を受けており、また、当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

６．会社の体制及び方針

業務の適正性を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、従来の内部統制システム構築の基本方針を、平成27年５月13日開催の取締役会において一部改定いたしました。基本方針は以下のとおりとなっております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役会が取締役会規程及びその他関係規程に則り、経営上の重要な事項について決定及び承認を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

②取締役の職務の執行について各監査役が精緻な監査を行っております。

③「内部監査規程」を制定し、代表取締役直轄の内部監査室が、取締役及び従業員の職務の執行における、法令、定款及び社内規程の遵守状況についての監査を行っております。

④法令遵守への姿勢を明確にするため「コンプライアンス規程」を制定し、「社員行動指針」を中心に取締役及び従業員の遵法体制の強化推進を行っております。

⑤「ヘルプライン規程」を制定するとともに、社外及び社内に「相談等受付窓口」を設置して、不祥事の未然防止体制を強化しております。

⑥社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、警察・顧問弁護士と連携をとり、被害の防止を含め一切の関係を遮断するための組織体制の確保、向上を図るなど、毅然とした姿勢で対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務執行に係る情報の管理・保存について

取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報につきましては、当社「文書管理規程」等に則り、管理・保存しております。取締役及び監査役、会計監査人は、同規程に従い、いつでもこれらの情報を閲覧することができます。

②個人情報の管理について

個人情報の管理については、情報漏洩防止のための行動規範を「社員行動指針」に盛り込むとともに、全社員のパソコンに情報漏洩防止を目的とした検証ソフトを組み込み、定期的にチェックを行っております。また、本社組織の入退室にはセキュリティロックシステムを導入し、情報漏洩防止をはじめとするセキュリティ体制の強化を図っております。

③データベース化について

情報の不正使用及び漏洩防止をより徹底するため、主としてシステム面からデータベース化を図り、当該文書の存否及び保存状況を迅速に検索できる体制構築等に向けて取り組んでまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①代表取締役を委員長とする「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、当社「コンプライアンス規程」に従って、潜在的なリスクの抽出及びその発生予防に努め、組織横断的なリスク管理を行います。

②内部監査室が、各業務部門と連携してリスク管理の状況を確認・評価し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告します。

③不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止策や再発予防策の策定など、必要な対応を審議し、決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役は、役員就業規則のほか、役員職務権限規程に則り、職務の執行を行います。

②取締役会は、原則月１回開催する定例取締役会、又は必要に応じて開催される臨時取締役会において、会社法が定める専決事項、その他経営基本方針、中期経営計画の策定等の重要な事項及び経営方針等に関する意思決定を行うとともに、各業務部門における決定事項の進捗管理を行い、経営目標の達成を図る体制を確保します。

③執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行っております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社には親会社及び子会社等は存在しませんが、将来において親会社、子会社等が存在することとなる場合には、企業集団の業務の適正を確保するための体制を確立する所存です。

(6) 監査役の監査についての体制

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討します。

②監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア．監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の事前の同意を必要とします。

イ．監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとします。

③監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定し、監査役の職務を補助すべき従業員が、監査役の指示に従うべきことを明示します。

④取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．取締役及び従業員が監査役からの質問及び情報提供要請に対して速やかに回答するための体制を整えております。

イ．取締役及び従業員は、下記事項については、必ず監査役に報告することとなっております。

（ⅰ）当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況

（ⅱ）当社の内部監査部門の活動状況

（ⅲ）当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更

（ⅳ）業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

（ⅴ）ヘルプライン制度の運用及び通報の内容

（ⅵ）監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

⑤前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア．就業規則やヘルプライン規程等の社内規程において従業員が監査役に対して情報提供を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱い、報復措置を行うことを禁止します。

イ．監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保し、その旨を当社取締役及び従業員に周知徹底します。

⑥監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認める場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な情報交換及び連携を図るとともに、自らも適宜監査を実施しております。

イ．監査役は、代表取締役との定期的な会議を設け、監査役監査の環境整備の

状況、監査上の重要課題についての相互認識を深める体制を図ります。

ウ．監査役は、必要に応じて、監査の実施に当たり弁護士等の専門家との連携を行うことができるものとします。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

①当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

②監査役会は、外部会計監査人を適切に選定・評価します。また、外部会計監査人に求められる独立性・専門性を有しているか確認します。

③取締役会・監査役会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間、会計監査人と取締役・監査役・内部監査室との連携、会計監査人が不正を発見し適正な対応を求めた場合の対応体制等の確保に努めます。

(8) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行の適正性及び効率性確保に関する取り組み

取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には社外監査役も出席し、随時必要な意見表明を行っております。

また、社外取締役を１名選任し、客観的かつ中立的な経営監視機能の強化を図っております。

なお、当社を取り巻く経営環境の変化に対応した組織及び人員構成の変更に伴い、現在、執行役員は選任しておりません。

②監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み

監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換などを行い、その結果は取締役会などで適宜意見表明しています。

また、取締役会を含めた重要な会議への出席や、決裁済稟議書等の重要な書類の閲覧、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換会を実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。

③業務の適正性の確保に関する取り組み

内部監査部門である内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役及び監査役へ監査結果の報告を行っております。

（注） 事業報告に記載の金額、株式数、持株比率は表示単位未満は切り捨て、その他の比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**7,691,372**	**流動負債**	**1,381,562**
現金及び預金	5,246,658	買掛金	285,656
受取手形	100,211	短期借入金	690,000
売掛金	1,033,917	未払金	103,087
製品	588,857	未払費用	93,672
仕掛品	340,902	未払法人税等	34,966
原材料及び貯蔵品	310,127	未払消費税等	36,104
前払費用	16,671	預り金	16,221
繰延税金資産	48,260	賞与引当金	114,000
その他	5,878	設備関係支払手形	6,128
貸倒引当金	△113	その他	1,726
固定資産	**8,794,735**	**固定負債**	**282,523**
有形固定資産	**5,890,700**	役員退職慰労引当金	24,340
建物	1,861,621	繰延税金負債	202,680
構築物	75,142	資産除去債務	55,503
機械及び装置	1,448,531	**負債合計**	**1,664,085**
車両運搬具	7,953	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	28,905	**株主資本**	**14,345,117**
土地	2,468,073	**資本金**	**3,672,275**
建設仮勘定	472	**資本剰余金**	**4,444,793**
無形固定資産	**23,365**	資本準備金	3,932,375
借地権	8,161	その他資本剰余金	512,418
ソフトウエア	13,252	**利益剰余金**	**9,657,305**
電話加入権	1,231	利益準備金	153,500
その他	719	その他利益剰余金	9,503,805
投資その他の資産	**2,880,668**	固定資産圧縮積立金	14,765
投資有価証券	2,673,572	別途積立金	8,160,103
破産更生債権等	1,446,594	繰越利益剰余金	1,328,936
長期前払費用	2,290	**自己株式**	**△3,429,256**
その他	204,805	**評価・換算差額等**	**459,907**
貸倒引当金	△1,446,594	その他有価証券評価差額金	459,907
		新株予約権	**16,997**
		純資産合計	**14,822,022**
資産合計	**16,486,108**	**負債純資産合計**	**16,486,108**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		6,152,000
売上原価		4,248,326
売上総利益		1,903,673
販売費及び一般管理費		823,568
営業利益		1,080,105
営業外収益		
受取利息	1,246	
受取配当金	56,536	
助成金収入	19,866	
その他	19,339	96,988
営業外費用		
支払利息	4,828	
貯蔵品処分損	7,860	
貸倒引当金繰入額	12,585	
その他	382	25,657
経常利益		1,151,436
特別利益		
受取損害賠償金	1,833	1,833
特別損失		
固定資産除却損	4,096	
損害賠償金	593	4,689
税引前当期純利益		1,148,581
法人税、住民税及び事業税	312,800	
法人税等調整額	24,997	337,797
当期純利益		810,783

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,672,275	3,932,375	512,418	4,444,793
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－	－
別途積立金の積立	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	3,672,275	3,932,375	512,418	4,444,793

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	153,500	－	7,860,103	1,020,329	9,033,933	△3,428,580	13,722,421
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	△187,411	△187,411	－	△187,411
当期純利益	－	－	－	810,783	810,783	－	810,783
固定資産圧縮積立金の積立	－	14,765	－	△14,765	－	－	－
別途積立金の積立	－	－	300,000	△300,000	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△675	△675
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	14,765	300,000	308,606	623,372	△675	622,696
当期末残高	153,500	14,765	8,160,103	1,328,936	9,657,305	△3,429,256	14,345,117

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	346,779	346,779	10,509	14,079,709
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△187,411
当期純利益	－	－	－	810,783
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－	－
別途積立金の積立	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	△675
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	113,127	113,127	6,488	119,616
当期変動額合計	113,127	113,127	6,488	742,312
当期末残高	459,907	459,907	16,997	14,822,022

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び原材料……総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、機械及び装置および平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物３年～３８年、構築物７年～５０年、機械及び装置４年～１０年、車両運搬具４年、工具器具及び備品２年～２０年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき、平成26年６月27日（第60期定時株主総会）までの在任期間に対する将来の見込額を計上しております。

４．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更等に関する注記）

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　　8,893,170千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,326,460	―	―	9,326,460

２．事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,079,292	563	―	3,079,855

３．剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日定時株主総会	普通株式	93,707	15.00	平成28年3月31日	平成28年6月28日
平成28年11月4日取締役会	普通株式	93,704	15.00	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	93,699	15.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日

４．当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　26,330株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	6,790千円
賞与引当金	35,112千円
貸倒引当金	1,564,545千円
役員退職慰労引当金	7,448千円
減損損失	11,279千円
投資有価証券評価損	34,350千円
資産除去債務	16,983千円
新株予約権	5,201千円
その他	7,805千円
繰延税金資産小計	1,689,517千円
評価性引当額	△1,639,146千円
繰延税金資産合計	50,371千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	6,517千円
その他有価証券評価差額金	198,273千円
繰延税金負債合計	204,790千円
繰延税金負債の純額	154,419千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
住民税均等割等	0.4%
評価性引当額の増減	△0.3%
所得税額控除	△0.8%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金調達については、銀行等金融機関からの借入れにより調達しております。資金運用については、大半を短期的な預金で運用しております。また、一部の余裕資金の効率的な運用を図ることを目的に有価証券運用規程・基準に則り投資信託等の運用を行っておりますが、決して投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金の回収についてのリスクとしては、顧客の信用リスクが考えられます。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程及び与信規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として取引先の株式であり、これについてのリスクとしては、市場価格の変動リスクが考えられます。上場株式については毎月把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、これに関するリスクとしては、金利の変動リスクが考えられますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。また、担当部署において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注２）参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,246,658	5,246,658	―
(2) 受取手形	100,211	100,211	―
(3) 売掛金	1,033,917	1,033,917	―
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	2,473,681	2,473,681	―
(5) 破産更生債権等	1,446,594		
貸倒引当金（※1）	△1,446,594		
	―	―	―
資産計	8,854,469	8,854,469	―
(1) 買掛金	285,656	285,656	―
(2) 短期借入金	690,000	690,000	―
負債計	975,656	975,656	―

（※１）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、及び (3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、その他投資信託はオープン基準価格によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、全額貸倒引当金を計上しております。

負債

(1) 買掛金、及び (2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	199,891

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含まれておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金及び預金	5,246,658	―
受取手形	100,211	―
売掛金	1,033,917	―
合計	6,380,787	―

（注４）短期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超
短期借入金	690,000	―
合計	690,000	―

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	2,370円09銭
２．１株当たり当期純利益	129円79銭
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益	129円24銭

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎および潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎

１株当たり当期純利益	
当期純利益	810,783千円
普通株主に帰属しない金額	―千円
普通株式に係る当期純利益	810,783千円
普通株式の期中平均株式数	6,246千株
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	
普通株式増加数	26千株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月15日

佐藤食品工業株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日置重樹　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松岡和雄　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、佐藤食品工業株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

佐藤食品工業株式会社　監査役会

常勤監査役　垣見泰年 ㊞

社外監査役　串田正克 ㊞

社外監査役　秦　博文 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への積極的な利益還元を経営の最重要政策のひとつと認識しており、業績の見通し、財政状況、配当性向及び純資産配当率等を総合的に勘案して配当を実施することを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益確保のため、事業の拡大・合理化投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術の開発やさらなる品質向上のために有効活用していきたいと考えております。この基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第63期の期末配当につきましては、１株につき15円とさせていただきたいと存じます。中間配当金として１株につき15円をお支払いしておりますので、年間配当金は１株につき30円となります。

（１）　配当財産の種類
　　金銭といたします。

（２）　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき15円とし、配当総額は 93,699,075円となります。

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年６月28日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

（１）　増加する剰余金の項目及びその額
　　別途積立金　　300,000,000円

（２）　減少する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　300,000,000円

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役１名を増員し、取締役７名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	さとうじんいち 佐藤仁一 （大正14年５月７日生）	昭和29年10月　有限会社佐藤食品工業所設立、同社代表取締役社長 昭和37年５月　佐藤食品工業株式会社（当社）に組織変更、同社代表取締役社長 平成12年６月　当社代表取締役会長 平成15年３月　当社代表取締役会長兼社長 平成19年３月　当社代表取締役会長兼社長辞任（９日） 平成19年３月　当社取締役辞任（31日） 平成21年11月　当社仮取締役 平成22年６月　当社仮取締役退任 平成23年３月　当社取締役 平成23年４月　当社取締役会長 平成24年６月　当社代表取締役会長兼社長（現任） 現在の担当　技術部、開発企画室担当	2,038,390株
2	しみずくにお 清水邦雄 （昭和23年９月28日生）	昭和46年４月　株式会社三興製作所（現 新興プランテック株式会社）入社 平成６年７月　同社経営企画本部企画部長 平成12年10月　新興プランテック株式会社企画部長 平成17年６月　同社取締役 平成21年６月　同社代表取締役副社長 平成26年６月　同社相談役 平成27年６月　当社社外取締役（現任）	10,000株
3	はせがわけんじ 長谷川憲治 （昭和18年１月３日生）	昭和47年８月　税理士事務所開設 平成５年１月　当社顧問税理士 平成12年６月　当社監査役 平成21年６月　当社常勤監査役 平成22年10月　北斗中央税理士法人相談役（現任） 平成23年６月　当社取締役 平成24年６月　当社常務取締役 平成25年10月　当社代表取締役専務（現任） 現在の担当　業務部、本社工場、第二工場、第三工場、内部監査室担当	5,000株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	すずきむねゆき 鈴木宗行 （昭和39年１月18日生）	昭和61年４月　当社入社 平成10年４月　当社製造部第三課長 平成12年４月　当社生産技術部品質保証課長 平成14年10月　当社技術部研究開発課第二課長 平成16年３月　当社技術部次長 平成17年４月　当社技術部長 平成18年６月　当社取締役兼執行役員技術部長 平成20年１月　当社取締役兼執行役員品質保証部長兼生産部長 平成21年６月　当社代表取締役社長 平成22年２月　当社代表取締役社長兼工務本部長 平成22年７月　当社代表取締役社長兼技術開発本部長 平成24年４月　当社代表取締役社長兼営業部長 平成24年６月　当社取締役兼執行役員営業部長 平成26年６月　当社取締役営業部長 平成28年６月　当社取締役（現任） 現在の担当　営業部、生産部担当	2,100株
5	かわいであきひと 川出明史 （昭和35年４月25日生）	平成８年３月　当社入社 平成17年４月　当社品質保証部長 平成18年６月　当社執行役員品質保証部長 平成21年６月　当社執行役員技術部長兼品質保証部長兼内部監査室長 平成22年７月　当社執行役員内部監査室長 平成22年10月　当社取締役兼執行役員品質保証部長 平成23年４月　当社取締役兼執行役員生産本部長兼本社工場長 平成24年４月　当社取締役兼執行役員生産本部長 平成25年11月　当社取締役兼執行役員業務部長 平成26年６月　当社取締役業務部長 平成27年４月　当社取締役品質保証部長（現任） 現在の担当　品質保証部、ISO推進室担当	2,160株
6	うえだまさひろ 上田正博 （昭和45年６月15日生）	平成18年10月　当社入社 平成19年３月　当社管理部電算課長 平成19年９月　当社管理部長兼経理課長兼電算課長 平成21年６月　当社執行役員管理部長兼経理課長 平成24年４月　当社執行役員管理部長兼営業部次長 平成27年６月　当社取締役管理部長（現任） 現在の担当　管理部、工務部担当	1,800株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	※ はた　ひろふみ 秦　　博　文 （昭和26年12月16日生）	昭和54年10月　監査法人八木・浅野事務所（現 新日本有限責任監査法人）入所 平成11年５月　太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）代表社員 平成19年７月　日本公認会計士協会理事 平成26年６月　新日本有限責任監査法人退任 平成26年７月　公認会計士秦博文事務所所長（現任） 平成27年６月　株式会社バローホールディングス社外取締役（現任） 平成27年６月　当社社外監査役（現任）	－

（注）1. ※は新任候補者です。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 秦博文氏は社外取締役候補者です。
4. 秦博文氏は現在社外監査役在任中でありますが、本総会終結の時をもって辞任する予定であります。
5. 秦博文氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たす候補者であります。
6. 社外取締役候補者の選任理由
秦博文氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年公認会計士として培われてきた豊富な経験や見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的かつ中立的な立場で取締役会において的確な提言をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、秦博文氏との間で、社外監査役として会社法第423条第１項に関する責任について、法令の定める限度額の範囲内でその責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役秦博文氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

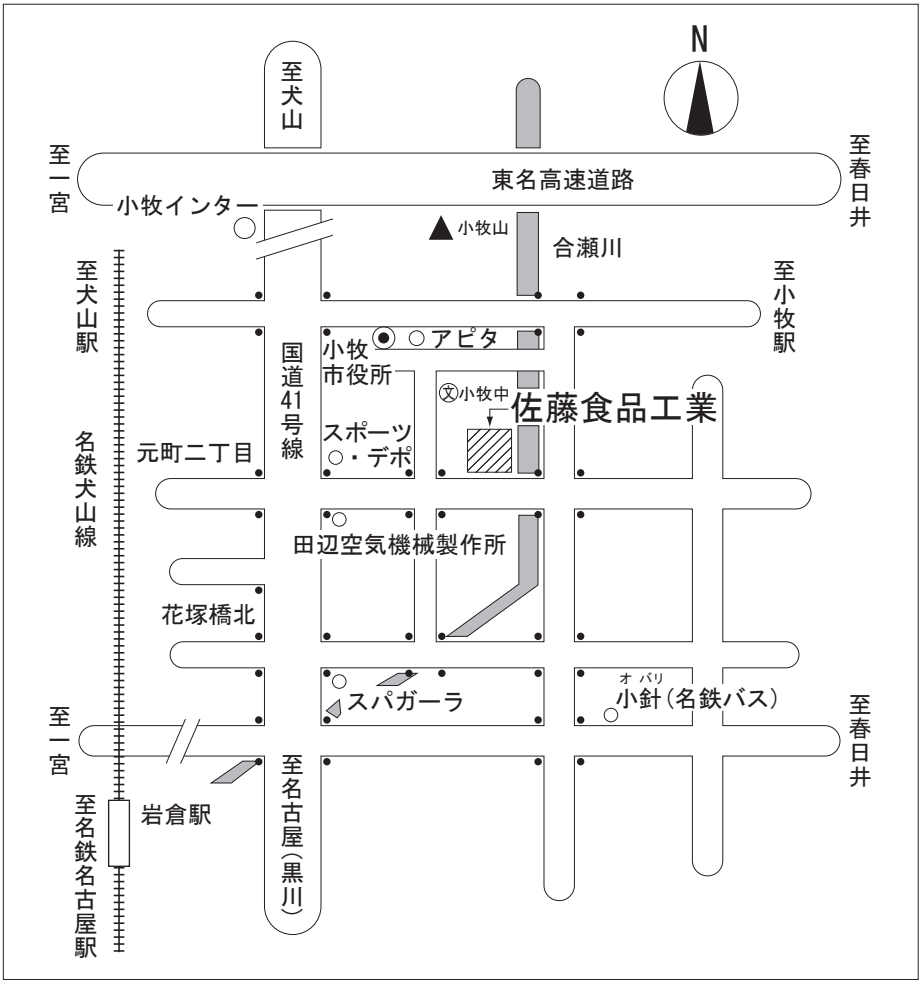
氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
※ いないし じゅんじ 稲　石　純　二 （昭和26年８月15日生）	昭和49年４月　株式会社名古屋銀行入行 平成７年４月　同行師勝支店長 平成10年４月　同行川原通支店長 平成12年６月　同行東新町支店長 平成14年６月　同行豊田南支店長 平成16年４月　同行浜松支店長 平成19年６月　株式会社名古屋住宅流通サービス取締役 平成24年６月　同社取締役退任	－

（注）1. ※は新任候補者です。
2. 稲石純二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 稲石純二氏は社外監査役候補者であります。
4. 稲石純二氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たす候補者であります。
5. 社外監査役候補者の選任理由
稲石純二氏は、同氏のこれまでの金融機関で培われた豊富な経験や専門知識を活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査いただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 社外監査役との責任限定契約について
稲石純二氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項に関する責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、法令の定める限度額の範囲内でその責任を負担する責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場…愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
当社本社３階会議室
電話〈0568〉77―7316（代表）



●交通機関（名鉄電車）名鉄名古屋駅より犬山線岩倉駅下車

・名鉄バス「小牧駅」行き「小針」バス停下車 北へ徒歩７分
・タクシー約15分